平成２７年（フ）第１０２号
茨城県龍ケ崎市若柴町3090番地　セピア21 103号室
債務者　望月　健二
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
茨城県古河市諸川1643番地１　サニーコート105号室
債務者　石塚　翔伍
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６１号
茨城県結城市大字江川新宿1969番地81
債務者　岩崎亜紀子（旧姓猪野）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６２号
茨城県猿島郡境町大字上小橋459番地　定山荘26号、前住所茨城県猿島郡境町大字山崎1360番地３
債務者　山本　吉男
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６７号
茨城県筑西市稲野辺619番地３　ジュレ101
債務者　永盛　常夫
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６９号
茨城県下妻市高道祖1364番地14、前住所大阪府豊中市北条町３丁目12番23号
債務者　眞田　揚子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７１号
茨城県猿島郡境町大字猿山130番地12　猿山コーポ201
債務者　野口　久男
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７４号
茨城県古河市常盤町16番３号　コーポ山中Ｂ207号室、前住所茨城県古河市平和町11番３号　レヴィールエコステージ古河706号
債務者　千葉　賢一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１７９号
山梨県甲府市大里町3730番地　ドリームタウン大里402号、前住所山梨県笛吹市石和町唐柏737番地１　エクセレントプラザ石和311号
債務者　安藤　英樹
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1276番地33
債務者　加藤　清子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
山梨県笛吹市石和町川中島360番地１　リゾーム石和二番館208
債務者　佐野　良広
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
山梨県笛吹市石和町川中島360番地１　リゾーム石和二番館208
債務者　佐野　智子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
岐阜市柳津町高桑１丁目173番地１
債務者　岡本美佐子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８３号
大津市苗鹿２丁目33番６－305号　ライオンズマンション北大津
債務者　菊池賀代子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８１号
滋賀県栗東市小柿４丁目13番14－202号、前住所滋賀県栗東市小柿１丁目９番19－205号
債務者　矢部　光辞
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０７号
大津市大江４丁目27番１号　メゾンドヤマザキ106、前住所大津市萱野浦22番20号　パークショア瀬田217
債務者　奥村　尚代（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで　大津地方裁判所民事部